

議案第 9 号

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共  
下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の変更  
について

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道  
市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定について、次のとおり変  
更協定を締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 件 名       | 東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域<br>関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関す<br>る施行協定の一部を変更する協定   |
| 2 | 施 工 場 所   | 市川市平田 2 丁目～稲荷木 1 丁目地先   |
| 3 | 協 定 金 額   | 3 3 1 , 2 7 2 , 0 0 0 円   |
| 4 | 協 定 相 手 方 | 東京都台東区北上野 1 丁目 1 0 番 1 4 号<br>東日本高速道路株式会社関東支社<br>関東支社長 遠藤 元一  |
| 5 | 協 定 概 要   | 市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区にお<br>ける雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備<br>事業との一体的な工事实施と安全確保のため、道路事業者<br>である東日本高速道路株式会社関東支社と変更施行協定を<br>締結し、東京外かく環状道路の東側区間の管渠 <sup>きよ</sup> 等の建設工<br>事を追加委託するもの。 |

## 理 由

既定予算に基づく市川南7号幹線建設工事委託（その1）について、東日本高速道路株式会社関東支社との間に「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の一部を変更する協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

## 議案第9号の参考1

東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共  
下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書の  
一部を変更する協定書（案）

市川市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）は、平成25年8月9日付で締結した「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（本件工事の範囲及び工程の変更）

第1条 原協定書第1条第3項中、「別添図1及び別添図2」を「別添図1、別添図2、別添図3、別添図4、別添図5、別添図6、別添図7、別添図8及び別添図9」に改め、別添のとおりとする。

2 原協定書の工程表を別紙1のとおり改める。

（本件工事の内容の追加）

第2条 原協定書の工事内容を別紙2のとおり改める。

（本件工事の費用及び負担の増額）

第3条 原協定書第3条第1項中、「概算 2,564,100,000 円（消費税等 115,500,000 円を含む。）」を「概算 4,140,900,000 円（消費税等 238,900,000 円を含む。）」に改める。

2 原協定書第3条第2項中、「2,358,972,000 円（消費税等 106,260,000 円を含む。）」を「3,809,628,000 円（消費税等 219,788,000 円を含む。）」に改め、「205,128,000 円（消費税等 9,240,000 円を含む。）」を「331,272,000 円（消費税等 19,112,000 円を含む。）」に改める。

(その他)

第4条 この協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

市川市

代表者 市長 大久保 博

乙 東京都台東区北上野一丁目10番14号

東日本高速道路株式会社関東支社

関東支社長 遠藤 元一

議案第9号の参考2

新旧対照表（議案表題部分）

	変更前 (平成25年6月17日議決 議案第9号)	変更後 (平成26年6月定例会上程 議案第9号)
件名	東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定	東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の一部を変更する協定
施工場所	市川市稲荷木1丁目地先	市川市平田2丁目～稲荷木1丁目地先
協定金額	205,128,000円	331,272,000円
協定概要	市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区における雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備事業との一体的な工事実施と安全確保のため、道路事業者である東日本高速道路株式会社関東支社と施行協定を締結し、東京外かく環状道路の直下を横断する管渠等の建設工事を委託するもの。	市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区における雨水排水施設の工事に関し、東京外かく環状道路整備事業との一体的な工事実施と安全確保のため、道路事業者である東日本高速道路株式会社関東支社と変更施行協定を締結し、東京外かく環状道路の東側区間の管渠等の建設工事を追加委託するもの。

新旧対照表（施行協定抜粋）

主な変更箇所	変更前	変更後
協定名称	東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定	東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定の一部を変更する協定
協定前文	市川市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）とは、平成25年5月17日付けで締結した「市川市江戸川左岸流域関連公共下水道事業と東京外かく環状道路事業に関する基本協定書」第4条第1項及び第5条第2項に基づき、市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業のための工事の施行その他の事項について、次のとおり協定を締結する。	市川市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）は、平成25年8月9日付けで締結した「東京外かく環状道路事業に関連する市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区雨水排水施設建設事業に関する施行協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。
第1条第3項	前2項の工事（以下「本件工事」という。）の範囲は別添図1及び別添図2のとおりとし、本件工事の工程は別添工程表のとおりとする。	原協定書第1条第3項中、「別添図1及び別添図2」を「別添図1、別添図2、別添図3、別添図4、別添図5、別添図6、別添図7、別添図8及び別添図9」に改め、別添のとおりとする。原協定書の工程表を別紙1のとおり改める。
第2条	本件工事の内容は、別表のとおりとする。	原協定書の工事内容を別紙2のとおり改める。






第3条第1項	本件工事に要する費用は、第1条第4項の設計に基づき算出するものとし、その総額は、概算2,564,100,000円（消費税等115,500,000円を含む。）とする。	原協定書第3条第1項中、「概算2,564,100,000円（消費税等115,500,000円を含む。）」を「概算4,140,900,000円（消費税等238,900,000円を含む。）」に改める。
第3条第2項	乙は、前項の工事費のうち、第1条第1項の工事に要する費用として2,358,972,000円（消費税等106,260,000円を含む。）を負担し、甲は、同項の工事費のうち、第1条第2項の工事に要する費用として205,128,000円（消費税等9,240,000円を含む。）を乙に支払う。	原協定書第3条第2項中、「2,358,972,000円（消費税等106,260,000円を含む。）」を「3,809,628,000円（消費税等219,788,000円を含む。）」に改め、「205,128,000円（消費税等9,240,000円を含む。）」を「331,272,000円（消費税等19,112,000円を含む。）」に改める。

議案第9号の参考4

工 程 表










(変更前)

凡例 :  予定工程

工事種別	平成25年度				平成26年度				平成27年度				備考
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
立坑築造工													
管渠築造工													

(変更後)

凡例 :  予定工程

工事種別	平成25年度				平成26年度				平成27年度				備考
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
立坑築造工													
管渠築造工													



議案第9号の参考5

工事内容

(変更前)

工 種・規 格		備 考
管渠築造	シールド工 内径：4,000mm、延長：101.6m	
立坑築造	発進立坑	①内径：9.9m、深さ：38m
	到達立坑	①内径：7.5m、深さ：36m

(変更後)

工 種・規 格		備 考
管渠築造	1、シールド工 ①内径：4,000mm、延長：101.6m	
	2、ボックスカルバート敷設工 ①内径：1,600mm×1,600mm 延長：122.5m	人孔および 既設取り付 け管含む
	②内径：1,700mm×1,700mm 延長：66.2m	
	③内径：2,300mm×2,300mm 延長：629.0m	
	④内径：2,500mm×2,500mm 延長：259.1m	
	⑤内径：2,700mm×2,700mm 延長：54.6m	
	⑥内径：2,900mm×2,900mm 延長：528.3m	
⑦内径：2,300mm×1,400mm 延長：79.4m		
立坑築造	発進立坑	①内径：9.9m、深さ：38m
	到達立坑	①内径：7.5m、深さ：36m

案内図

